

第4号議案－3

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則等の一部改正について、別紙のとおり提案します。

令和6年3月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

広島県教育委員会訓令第一号

本
地
方
機
関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次の
ように定める。

令和六年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する る訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育
委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第八条 (略)</p> <p>(出生支援休暇)</p> <p>第八条の二 職員は、条例第十五条の一に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一ヶ月前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして請求しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する出生支援休暇の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならぬ。</p>	<p>第八条 (略)</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第一号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年二月一日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条 〔略〕	第六条 〔略〕
13 2 職員は、条例第十五条の二に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一日前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長へ申請すればならない。	13 2 第六条 〔略〕
14 〔略〕	14 〔略〕

附 則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。